

○沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成22年6月30日規則第30号
改正
平成23年6月10日規則第37号
平成28年1月12日規則第2号

沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成22年条例第8号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める公共的団体)

第2条 条例第4条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人都市再生機構
- (7) 地方住宅供給公社
- (8) 地方道路公社
- (9) 土地開発公社
- (10) 日本下水道事業団
- (11) 中日本高速道路株式会社

(事業の許可申請)

第3条 条例第5条第2項の規定による許可の申請は、土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書(第1号様式)により行うものとする。

2 条例第5条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、書類の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 位置図及び事業区域図(縮尺1/2,500~1/25,000)
- (3) 土地の登記事項証明書
- (4) 公図の写し
- (5) 事業施行仮契約書の写し
- (6) 事業主及び事業施工者の身分を証明できるもの並びに印鑑登録証明書(法人にあっては、当該法人の経歴書、定款、登記事項証明書、営業報告書その他信頼度と実績を証明できるもの)
- (7) 隣接地関係者等の同意書
- (8) 土砂等の搬出入経路図(縮尺1/2,500~1/25,000)
- (9) 現況平面図及び縦横断面図並びに排水平面図及び縦横断面図(縮尺1/50~1/500)
- (10) 計画平面図及び縦横断面図並びに排水平面図及び縦横断面図(縮尺1/50~1/500)
- (11) 搬入土砂等調書
- (12) 搬入土砂等の土質検査報告書
- (13) 事業区域の現況写真
- (14) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項及び第5条第1項の許可書又は受付証明書の写し
- (15) 工程表
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

3 前項第12号の搬入土砂等の土質検査報告書の検査基準は、別記第1のとおりとする。

4 沼津市農地改良の取扱いに関する要綱(平成22年沼津市告示第176号)により届出を受理された事業については、農地改良届出書及び農地改良受理通知書の写しをもって条例第5条第3項の規則で定める書類に代えることができる。

(事業の許可)

第4条 市長は、前条の規定による許可の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、土砂等による土地の埋立て等事業許可（不許可）決定通知書（第3号様式）により事業主に通知するものとする。

(施行基準)

第5条 条例第6条第1項第2号の規則で定める施行基準は、別記第2のとおりとする。

(規則で定める事業)

第6条 条例第6条第2項の規則で定める事業は、沼津市農地改良の取扱いに関する要綱により届出を受理された事業とする。

(変更許可申請)

第7条 条例第8条第1項の規定による変更の許可を受けようとする事業主は、土砂等による土地の埋立て等事業変更許可申請書（第4号様式）に、第3条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更の許可の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、土砂等による土地の埋立て等事業変更許可（不許可）決定通知書（第5号様式）により事業主に通知するものとする。

3 条例第8条第2項の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等事業変更届出書（第6号様式）により行うものとする。

(地位承継届)

第8条 条例第10条第2項の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等事業地位承継届出書（第7号様式）により行うものとする。

(事業開始届)

第9条 条例第11条の規定による届出は、土砂等による土地の埋立て等事業開始届出書（第8号様式）により行うものとする。

(標識)

第10条 条例第13条の規則で定める標識は、事業掲示板（第9号様式）及び危険防止表示板（第10号様式）によるものとする。

(報告の徴収)

第11条 市長は、条例第14条第1項の規定による報告を求めるときは、報告徴収通知書（第11号様式）により行うものとする。

2 前項の規定による通知を受けた事業主等は、事業報告書（第12号様式）を市長に提出するものとする。

(身分証明書)

第12条 条例第15条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（第13号様式）によるものとする。

(改善勧告)

第13条 条例第16条の規定による改善勧告は、土砂等による土地の埋立て等事業改善勧告書（第14号様式）により行うものとする。

(改善命令)

第14条 条例第17条及び第21条第2項の規定による改善命令は、土砂等による土地の埋立て等事業改善命令書（第15号様式）により行うものとする。

(許可の取消し)

第15条 条例第18条の規定による許可の取消しは、土砂等による土地の埋立て等事業許可取消通知書（第16号様式）により行うものとする。

(中止命令)

第16条 条例第19条の規定による中止命令は、土砂等による土地の埋立て等事業中止命令書（第17号様式）により行うものとする。

(措置命令)

第17条 条例第20条の規定による措置命令は、土砂等による土地の埋立て等事業措置命令書（第18号様式）により行うものとする。

(完了又は中止の届出)

第18条 条例第21条第1項の規定による完了又は中止の届出は、土砂等による土地の埋立て等事業完了（中止）届出書（第19号様式）により行うものとする。

（公表の方法）

第19条 条例第23条の規定による公表は、市掲示板への掲載その他の方法により行うものとする。

（書類の提出部数）

第20条 この規則の規定による申請書、届出書、添付書類等の提出部数は、それぞれ正本1部、副本1部とする。

（委任）

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

付 則（平成23年6月10日規則第37号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

付 則（平成28年1月12日規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記第1（第3条関係）

搬入土砂等の土質検査基準

1 土壌の採取方法

土壌の採取方法は、次のとおりとする。

（1）土砂等の発生場所ごとに採取する。

（2）土壌の採取は、土壌面積が500平方メートルまでは2か所とし、500平方メートルを超える毎に1か所を加える。

（3）採取地点は、市長と事業主等が協議して定める。ただし、シールド工法の場合は、断面付近から採取する。

（4）採取土壌は、最大3か所のものを混合し1検体として検査することができる。

2 検査基準

検査基準は、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）第1の1の規定による環境基準とする。ただし、カドミウムの農用地における環境基準の検査は、明らかに汚染されていないと認められる土壌においては検査を省略できるものとする。この場合において、汚染の有無は、事業主等が土砂等の発生場所を所管する農政事務所等に相談の上判断するものとする。

3 検査方法

検査方法は、「土壌の汚染に係る環境基準について」別表の測定方法による。

4 検査機関

検査機関は、公共機関又は環境計量証明事業者とする。

5 検査の省略

2の検査基準に定める物質のうち、明らかに基準を満たしていると認められる物質については、検査を省略できるものとする。この場合において、基準を満たしていることが明らかである書類を添付しなければならない。

別記第2（第5条関係）

土砂等による土地の埋立て等事業の施行基準

1 共通事項

（1）周辺対策

事業の施行に当たっては、粉塵、騒音、振動、土砂等の流出等の防止対策を講じ、周辺の生活環境を損なわないように努めるものとする。

（2）作業時間

ア 作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。ただし、関係機関との協議において作業時間に特段の定めがある場合は、当該作業時間とする。

イ 日曜日、祝日及び年末年始は、原則として作業を中止するものとする。

ウ 緊急を要する作業が発生した場合は、搬出入路、沿道及び周辺住民の理解を得るものとする。

（3）交通対策

- ア 搬出入路を指定する場合は、あらかじめ道路管理者及び所轄警察署と協議するものとする。
- イ 搬出入路が通学路に指定されている場合は、関係機関と協議し、登下校時間帯の通行禁止等必要な措置を講ずるものとする。
- ウ 関係機関と協議し、通行期間、交通誘導員の配置、標識の設置、安全施設の設置等必要な措置を講ずるものとする。

(4) 安全対策

- ア 事業区域内に、みだりに人が立ち入るのを防止するため、安全対策をするものとする。
- イ 囲いをする場合は、風圧等により容易に転倒破壊されない構造のものとする。

(5) 保安距離

隣接地の安全を保持するため、隣接地関係者等との協議により、境界から盛土等の法尻までの保安距離を定めるものとする。

(6) 事故対策

- ア 市民の生命及び財産に対する安全を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。
- イ 地上及び地下の工作物、水域、樹木、井戸水等に損失を与え、又はその機能を阻害することのないように、必要に応じて事前調査を行う等適切な措置を講ずるものとする。
- ウ 事業施行中に事業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生した場合は、応急措置等必要な措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について遅滞なく市長に報告しなければならない。

(7) 防災対策

- ア 施行中は、現場責任者を常駐させ、災害防止に努めるものとする。
- イ 災害が発生した場合は、事業主等が責任をもって解決に当たるものとする。

(8) 緑化対策

事業完了後は、粉塵防止と合わせ、事業施行前の現況地目に即した植栽を行うものとする。

2 技術基準

別に定める「盛土等に関する技術基準」に基づき事業を施行するものとする。

3 その他

事業の施行に当たっては、この施行基準によるほか、関係法令に則り処理するものとする。

- 第1号様式（第3条関係）
- 第2号様式（第3条関係）
- 第3号様式（第4条関係）
- 第4号様式（第7条関係）
- 第5号様式（第7条関係）
- 第6号様式（第7条関係）
- 第7号様式（第8条関係）
- 第8号様式（第9条関係）
- 第9号様式（第10条関係）
- 第10号様式（第10条関係）
- 第11号様式（第11条関係）
- 第12号様式（第11条関係）
- 第13号様式（第12条関係）
- 第14号様式（第13条関係）
- 第15号様式（第14条関係）
- 第16号様式（第15条関係）
- 第17号様式（第16条関係）
- 第18号様式（第17条関係）
- 第19号様式（第18条関係）